

令和6年度10月 第7回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年10月18日（金） 午前10時00分 ～ 午前10時30分

開催場所 あま市役所 2階 D会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	太田 昌史	出席	推1	櫻井 博文	出席
2	辻本 雅之	出席	推2	毛利 康夫	出席
3	山田 昌弘	出席	推3	村上 英夫	出席
4	近藤 哲夫	欠席	推4	伊藤 幸夫	出席
5	竹嶋 肇	出席	推5	小鹿 正実	出席
6	宮崎 君恵	出席	推6	竹田 隆義	出席
7	片岡 伴造	出席	推7	大平 悦司	出席
8	木全 和光	出席	推8	丹羽 敦	出席
9	山田 英史	出席	推9	水谷 鋼造	出席
10	木村 日登美	出席			
11	鈴木 義雄	出席			
12	近藤 善成	欠席			
13	武藤 多津美	欠席			
14	塚本 隆啓	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
局長代理	竹田 憲吾	書 記	伊藤 秀樹
			阿部 勉

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 2 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 2 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 5	報告第 1 8 号 農地法第 4 条の規定による届出について
	報告第 1 9 号 農地法第 5 条の規定による届出について
	報告第 2 0 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について

議 長 (あいさつ)

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は11人、推進委員の出席数は9人です。近藤哲夫委員、近藤善成委員、武藤委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和6年度10月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
6番宮崎君恵委員及び7番片岡伴造委員を指名します。

議 長 日程第2「会期の決定」を議題とします。
本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議 長 日程第3 議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を
議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第23号について説明いたします。

3-23番につきまして、説明いたします。

参考資料は1～2ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は西今宿山伏三、狐海道一、馬洗、八反田地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

3-24番につきまして、説明いたします。

参考資料は3～4ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町伊福蓮池地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

こちらにつきましては、10月16日に辻本委員と小鹿委員と現地確認をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 議案第23号につきましては、辻本委員と小鹿委員に現地確認を行っていた

だきましたが、辻本委員から現地の状況について報告願います。

辻本委員 議案第２３号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び辻本委員から説明・報告がありました、議案第２３号について、何かご質問等はございますか。

議 長 他にご質問も無いようですので採決に移ります。
議案第２３号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第２３号は承認されました。

議 長 日程第４ 議案第２４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)
議案第２４号について説明いたします。
５－２６番について説明いたします。
参考資料は５～６ページです。

借受人・貸渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は金岩広野地内の田で、分家住宅への転用で使用貸借権設定となっております。借受人は現在、東京都江東区の賃貸住宅にて生活しております。生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭となったことや、勤務地の変更に伴い、住宅の建設を検討し、市街化区域等で検討しましたが条件が合わず、両親に相談したところ、祖父の所有する申請地にて話がまとまったため、今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で１０ｈａ未満であるもので、農地区分は、第２種農地に区分されます。日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

続きまして、５－２７番について説明いたします。

参考資料は７～８ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は二ツ寺揚山地内の畑で、分家住宅への転用で所有権移転となっております。譲受人は現在、あま市内の賃貸住宅にて生活をしております。生活環境の変化に伴い、現在の居宅

が手狭となったため、住宅の建設を検討し、市街化区域等で検討しましたが条件が合わず、両親に相談したところ、祖父の所有する申請地にて話がまとまったため、今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

続きまして、5-28番について説明いたします。

参考資料は9～10ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は乙之子十八割地内の田で、資材置場への転用で所有権移転となっております。譲受人は東海市内に本店を置き、クレーン作業、重量物運搬・据付等の土木工事業を営んでおります。名古屋市西部での受注の増加に伴い、申請地南側の既設名古屋西営業所だけでは資材置場やクレーン車駐車場が不足する状況となり、資材置場用地を探していたところ地権者から譲受の内諾をいただけたため、申請地に資材置場を新設するための申請となっております。なお、既設営業所と申請地の間に道路用地がありますが、現在道路の払い下げについて、土木課と調整中とのことです。一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。第3種農地のため、転用の許可が見込めます。

以上につきましては、10月16日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、同日には辻本委員と小鹿委員と現地調査をさせていただいております。

議 長 辻本委員と小鹿委員に現地確認を行っていただきましたが、辻本委員から現地の状況について報告願います。

辻本委員 議案第24号につきましては、現地を確認しましたが、転用に関して周辺農地への影響について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び辻本委員から説明・報告がありました、議案第24号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第24号を許可相当として愛知県知事に送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって、議案第24号は承認されました。

議 長 日程第5 報告第18号「農地法第4条の規定による届出について」、報告第19号「農地法第5条の規定による届出について」、報告第20号「農地法第18条の規定による通知について」を事務局から一括報告願います。

事務局 (報 告)

議 長 ただ今事務局から報告がありました、報告第18号、報告第19号、報告第20号について、ご質問・ご意見等はありませんか。

塚本委員 報告第18号申請番号6-5について、現況地目が宅地となっているが、過去に届出はなされていないのか。

事務局 過去に届出はなく、今回の利用形態の変更に合わせて届出が提出されたものです。

議 長 他にご質問も無いようですので、質疑を終了します。
以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦労さまでした。
次回の農業委員会でございますが、11月20日(水)午前10時からの予定です。
最後にその他ということで、事務局から願います。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和6年11月20日

議 長 太田 昌史

署 名 委 員 宮崎 君恵

署 名 委 員 片岡 伴造